

【参考】添付種類1（事業許可整合）の記載ルールについて

○事業変更許可申請書との整合の記載方法

事業変更許可申請書（本文四号）と設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）との整合について設工認申請書の添付書類1に記載し、先行プラントの例やヒアリング時のコメントを受け、記載している。

記載の方法としては以下のとおり。

- 1) 整合性を示す表は、添付表のとおり左側から「事業変更許可申請書（本文四号）」、「事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項」、「設計及び工事の計画 該当箇所」、「整合性」となる様式としている。
- 2) 「事業変更許可申請書（本文四号）」の記載事項が「設計及び工事の計画 該当事項」に記載され、整合していることを、実線のアンダーライン（文言が同じ記載）、破線のアンダーライン（文言は違うが内容が同意や詳細を記載）で示している。（申請書に記載）
- 3) 「事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項」の欄に、事業変更認可申請書の添付書類八の事故の種類、程度、影響等に関する説明書に記載している事項についても破線の枠囲みで記載し、アンダーラインを付している。（分割第1回ヒアリング時コメント反映、発電炉例）
- 4) 先行プラントの記載を参考にし、整合箇所の判別が容易になるように、「事業変更許可申請書（本文四号）」、「設計及び工事の計画 該当事項」のアンダーラインの冒頭に枠囲みで附番し、整合箇所の判別が容易に比較できるようにしている。（発電炉例）

なお、「事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項」には枠囲みの附番は発電炉でも実施していない。今回の申請書類でも、「事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項」への枠囲みの附番をルールとしていないが、一部箇所において、担当者が附番している場合がある。

以上

事業変更許可申請書（本文四号）	事業変更許可申請書（添付書類六）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 敷地内における主要な使用済燃料貯蔵施設の位置</p> <p><u>イ(2)-①</u>使用済燃料貯蔵設備本体を収容する使用済燃料貯蔵建屋は、敷地の中央から東寄りに設置する。</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋の外壁から敷地境界までの最短距離は、東方向で約130mである。</p>	<p>1.2.8 地震による損傷の防止</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>4 について</p> <p>使用済燃料貯蔵建屋設置位置付近に存在する斜面は、最大高さ約13mであり、斜面勾配は最大1:2で、高さ5m毎に幅1.5mの小段を設けている。また、斜面法尻と使用済燃料貯蔵建屋との距離が50m以上確保されている。</p> <p>したがって、斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>1.5.2 耐震設計</p> <p>(6) 周辺斜面</p> <p><u>イ(1)-③</u>貯蔵建屋の周辺斜面は、基準地震動S_sによる地震力に対して、貯蔵建屋に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</p> <p>なお、貯蔵建屋設置位置付近に存在する斜面は、最大高さ約13mであり、斜面勾配は最大1:2で、高さ5m毎に幅1.5mの小段を設けている。また、斜面法尻と貯蔵建屋との距離が50m以上確保されている。</p> <p>したがって、斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>いる。</p> <p>設工認の<u>イ(1)-③</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>イ(1)-③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設工認の<u>イ(1)-①</u>、<u>イ(1)-②</u>及び<u>イ(1)-③</u>は事業変更許可申請書（本文）の<u>イ(2)-①</u>を詳細設計した結果であり、整合している。</p>	

○記載例（事業許可変更申請書 添付書類六）

- ・ 関係を示す箇所を実線又は破線のアンダーラインを付している。
- ・ 枠囲いの附番は、ルールとしてない。
- ・ 一部担当者が良かれと思い、附番している場合あり。